平成２７年（フ）第８７５号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目５番17号　イシイハイツ202、前住所大阪府東大阪市森河内西２丁目６番８号
債務者　花村　昭子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８号
熊本市中央区帯山２丁目９番１号　コーポ松葉２階７号
債務者　松永　敏雄
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６２号
熊本県上天草市大矢野町維和5251番地
債務者　小野　紀代（旧姓吉坂）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７２号
熊本市東区健軍３丁目３番５―304号、前住所熊本市東区東町４丁目16番４―304号
債務者　村上　克佳
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２８号
神戸市垂水区舞子坂３丁目17番２―305号
債務者　山平　誠和
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０号
神戸市灘区岩屋北町５丁目１番26―304号
債務者　和氣　牧子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４２号
神戸市垂水区学が丘１丁目17番30―２号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1555番地の７　エフコート神戸西201号
債務者　高須賀こと　西﨑　則江
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４３号
川崎市川崎区南町２番地24　ライオンズマンション川崎駅南503
債務者　高橋　一雄
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６０号
川崎市川崎区桜本２丁目45番11―303号
債務者　中條まどか（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４７５号
川崎市麻生区高石４丁目17番１―212号
債務者　市川　宏子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５１８号
川崎市中原区中丸子643番地　白木荘201、前住所東京都大田区大森北５丁目15番５号　大森北ハイツ202号
債務者　菊地　良平
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
川崎市高津区向ケ丘47番地１　ラロッシュビル102
債務者　奈木野ひとみ
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
川崎市多摩区菅６丁目14番３―502号
債務者　成川　夕子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
川崎市川崎区浜町４丁目７番３号　サンライフ内山306
債務者　小山田眞一
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
川崎市中原区下小田中２丁目27番28―303号　ハイツフローレンス
債務者　加藤　早苗
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
川崎市宮前区東有馬２丁目38番１―303号　タワービレッジ鷺沼
債務者　戸田　眞義
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係